

地震保険料控除申請 チェックシート

 Money Forward クラウド

※当資料に従うことで、法令違反がないことを保証する資料ではありません。
※あくまで参考としてご利用いただくことを想定している資料です。実際の制度内容は国の資料等をご確認ください。
※当資料は、2025年6月時点の内容となっております。最新の情報は国の資料等をご確認ください。

地震保険料控除申請チェックシート

控除対象となるか

<input type="checkbox"/>	地震保険に加入していますか？
<input type="checkbox"/>	(例外) 旧長期損害保険に該当しますか？ ※以下に該当する場合、経過措置として「旧長期損害保険料」として所得控除の対象となる可能性があります。 <input type="checkbox"/> 2006年12月31日までに保険契約を締結しましたか？ <input type="checkbox"/> 保険期間が10年以上で、満期返戻金などがある契約ですか？ <input type="checkbox"/> 2007年1月1日以後に契約を変更していませんか？
<input type="checkbox"/>	あなたはその年の保険契約者（保険料の負担者）ですか？

控除額

<input type="checkbox"/>	1年間に支払った地震保険料（または該当する旧長期損害保険料）の金額を確認しましたか？
<input type="checkbox"/>	所得税の控除額はいくらになりますか？（最高50,000円 ※旧長期損害保険料の場合は最高額が異なる）
<input type="checkbox"/>	個人住民税の控除額はいくらになりますか？（最高25,000円 ※旧長期損害保険料の場合は最高額が異なる）

地震保険料控除申請チェックシート

申告の準備

年末調整で控除を受ける場合

- 「地震保険料控除証明書」は手元にありますか？
- 勤務先から配布される「給与所得者の保険料控除申告書」に必要事項を記入する準備はできましたか？

確定申告で控除を受ける場合

- 「地震保険料控除証明書」は手元にありますか？
- 確定申告書に地震保険料控除に関する金額を記入し、控除証明書を添付（または電子データで提出）する準備はできましたか？

地震保険料控除申請チェックシート

申告時のチェックポイント

- 地震保険料控除は、申告するだけで所得控除が受けられます。忘れずに申告しましょう。
- 万が一、年末調整で申告し忘れた場合でも、確定申告（還付申告）を行うことで控除を受けることが可能です。

保険料を数年分一括で支払った場合

- 控除対象となる保険料は、「一括払保険料 ÷ 保険期間（年数）」で計算された1年分の金額であることを確認しましたか？

建物が夫婦共有名義の場合

- 地震保険の契約者は夫婦のどちらか一方であり、その契約者のみが控除を受けられることを理解していますか？
- 所得税は累進課税のため、一般的に所得の多い方が保険契約者となり控除を受ける方が、世帯としての節税効果が高くなる場合があることを考慮しましたか？